

南砺市告示第 1 2 9 号

南砺市山間過疎地域振興条例に基づく山間過疎地域

南砺市山間過疎地域振興条例（平成 2 5 年南砺市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号の規定に基づき、山間過疎地域を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

南砺市長 田 中 幹 夫

地域区分	地域又は集落
条例第 2 条第 1 号ア	旧平村の地域、旧上平村の地域、旧利賀村の地域
条例第 2 条第 1 号イ	院瀬見、太美、嫁兼、吉見、綱掛、立野脇、樋瀬戸、七曲、道場原、人母、土山、能美、小又、砂子谷、高窪、湯谷、蔵原、広谷、香城寺、糸谷新、小二又、野地、小院瀬見
条例第 2 条第 1 号ウ	蓑谷、細野、西明、東西原、才川七 1 区、才川七 2 区、才川七 3 区、才川七 4 区
条例第 2 条第 1 号エ	南原、瀬戸、盛新、大谷島、大鋸屋、打尾、林道、大野
条例第 2 条第 1 号オ	上原、中尾、土生新（立野新）